

□ 新川第8横通地区に関連する都市計画の変更について



1 概要

(1) 位置：札幌市北区新川の一部

《都市計画道路新川第8横通の廃止部分、航空写真参照》

(2) 都市計画の変更内容

区域区分の変更	市街化調整区域 ⇒ 市街化区域
下水道の変更	排水区域の拡大
用途地域の変更	白地(200/60) ⇒ 第一種低層住居専用地域(80/40)
特別用途地区の変更	指定無し ⇒ 戸建住環境保全地区
高度地区の変更	指定無し ⇒ 北側斜線高度地区

2 経緯

- ・ 新川第8横通地区は、昭和60年の第2回区域区分の見直しにおいて市街化区域へ編入している。
- ・ 「都市計画道路 新川第8横通」の中心を市街化区域境界としていたが、平成21年に当該都市計画道路が廃止されたことから、市街化区域境界を現況札幌市道の中心へ変更する。

3 理由

第6回区域区分の見直し方針に基づき、地形地物等が変更された部分を市街化区域へ編入することによる。